

○議事日程

令和4年6月17日（金） 第4日

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 一般質問



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員

10名

1	番	長谷川	淳	君
2	番	村山	博司	君
3	番	松本	暁大	君
4	番	三宅	祐司	君
5	番	後藤	友紀	君
6	番	松原	浩二	君
7	番	櫻井	明	君
8	番	渡邊	憲司	君
9	番	木下	美津子	君
10	番	岩田	晴義	君



○欠席議員

なし



○説明のため出席した者の職氏名

町	長	小島	英雄	君
副町	長	傍島	敬隆	君
教育	長	野原	弘康	君
会計管理	者	岩田	恵司	君
総務部	長	小関	久志	君
総合政策部	長	三輪	学	君
福祉部	長	中村	宏泰	君
土木部	長	安田	悟	君
住民部	長	堀場	康伸	君
総務課	長	記野	雅之	君

財 政 課 長 服 部 貴 司 君
総 合 政 策 課 長 摂 田 真 広 君



○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 井 上 哲 也
書 記 朝 倉 修 一



開議

午前10時 開議

○議長（松原浩二君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。



第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松原浩二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において8番 渡邊憲司議員、9番 木下美津子議員の両君を指名します。



第2 一般質問

○議長（松原浩二君） 日程第2、これより一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 改めまして皆様おはようございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、分割質問方式にて一般質問をさせていただきます。

1、住民の命を守る。

ここ数日、サル痘に関するニュースが各メディアで流れています。5月末現在では日本国内での感染はまだ確認されていませんが、欧米での感染拡大を鑑みると、国内での感染例が報告されるのも時間の問題かと思われまます。政府は天然痘のワクチンの備蓄を進めてはいますが、引き続き動向を注視していかなければなりません。このサル痘やコロナウイルス、ロシアのウクライナ侵攻などの影に隠れてしまっています。我々の命を脅かす危険は身近に存在しています。それは、ヒアリ、セアカゴケグモ、エキノコックスの脅威です。まず、これらに関しての現状を確認したいと思います。

1つ目のヒアリに関してですが、かまれるとアルカロイド系の毒により非常に強い

痛みを感じ、時にはアナフィラキシー症状を引き起こす場合もあります。岐阜県のホームページを見ますと、令和元年の10月に海津市でヒアりに似たアカカミアリの報告はありますが、それが最後となっております。しかし、フェイスブックなどのSNSではヒアリの目撃情報がちらほら散見されます。確実に我々の生活圏の中に潜んでいると考えられます。

2つ目のセアカゴケグモに関しては、雌だけが毒を持っています。かまれるとまれに全身症状を呈することがあり、子供やご高齢の方にとっては危険な場合があります。2021年12月に可児市では整備中の公園から雌125匹と卵が発見されました。ほかにも県内各地で発生報告がなされています。

3つ目のエキノコックスですが、エキノコックスの卵は人の口から入ってしまうと、エキノコックス症を引き起こします。肝機能障害が主な症状ですが、自覚症状がなく、病気の進行も数年かかるので非常に厄介です。エキノコックスは北海道のキタキツネが宿主として有名ですが、平成30年3月に知多半島の犬の感染が確認されました。岐南町においてもキツネが生息している地域もありますし、野ネズミもいますので、注意が必要と思われます。

前置きが長くなりましたが、そこで2点質問させていただきます。

1つ、町内におけるこれらの発生状況は。

2つ、町としてこれらによる被害に対しての予防や今後の予測をどう考えているか。

以上2点を質問させていただきます。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 長谷川議員の1項目め、住民の命を守るについての1番目のご質問、町内におけるこれらの発生状況につきましてお答えいたします。

議員ご質問のヒアリ、セアカゴケグモは特定外来生物に指定されております。特定外来生物とは、海外から入ってきた外来生物のうち、生態系、人の生命、身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から環境省が指定し、これらの生きた個体を持ち運んだり、飼育したりすることを厳しく規制されているものでございます。

初めに、セアカゴケグモは全国的に発見の報告が相次いでおり、県内においても発見事例が多数ございます。特定外来生物を所管している岐阜地域環境室に確認したところ、セアカゴケグモにつきましては、令和2年度に県内で発見された件数は10市町で延べ54件に上っております。本町においては令和元年度に1件確認されております。なお、その際、速やかに駆除及び防除を行った結果、それ以降町内での発見報告はございません。

次に、ヒアリの最近の発見事例では、今年5月に東京湾で確認されておりますが、県内における発見事例は議員がご提示された令和元年10月の海津市での類似の事例以外はございませんので、町内におけるヒアリの発見の報告例はございません。

また、寄生虫であるエキノコックスの発生状況につきましては、岐阜保健所に確認したところ、令和3年に全国で24件、うち岐阜県では1件の感染報告がございました。ただし、岐阜保健所が管轄する市町においては、人、動物への感染事例はいずれもございませんでした。

続きまして、2番目のご質問、町としてこれらによる被害に対しての予防や今後の予測をどう考えているかにつきましてお答えいたします。

ヒアリやセアカゴケグモは日当たりのよい場所を好むことから、公園や学校の校庭に巣を作り、利用者や児童生徒が被害に遭うことが予想されますが、その発生を予測することは非常に困難でございます。したがって、近隣市町の発生状況に注視し、本町でも発生が予測されるような状況となった折には、岐阜地域環境室の指示に従い、ホームページ等で注意喚起するほか、公園や学校を所管する部署を通じ注意喚起、遊具、ベンチなどの点検を行い、被害防止に努めてまいります。

また、寄生虫であるエキノコックスにつきましては、感染症を所管する岐阜保健所等から特段の予防策の指示がございませんので、町として予防策を講じる予定はございません。

いずれにいたしましても、町内においてセアカゴケグモなどが発見されましたら、岐阜地域環境室、岐阜保健所等への報告を行い、その後の対応については関係機関と連携を取りながら、特定外来生物等の被害防止、感染症拡大予防の徹底に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 議長のお許しをいただきましたので、1点再質問をさせていただきます。

エキノコックスに関しましては、感染症ということで、自治体単独で判断するのは難しいと思いますので、岐阜保健所からの指示に従っていただきまして、町民に危険が及ぶような事態が予測されましたら、速やかな対応をお願いいたします。

しかしながら、先ほどの特定外来種に関して発生を予測するのは困難、近隣市町の発生状況に注視し、当町でも発生が予測されるような状況となった折にはと答弁がございましたが、予測が困難だからこそ被害が出る前に、近隣市町の状況を見るとかそういう余裕はなく、今の時点でまずは注意喚起をすることが大切であると考えます。日

本全国の自治体を見ましても、多くの自治体が何かあってから事後対応するというのが基本姿勢となってしまうような気がします。町民に被害が出る前にホームページやライン等で注意喚起ないしは特定外来種についての情報を共有すべきだと思いますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 長谷川議員の1項目め、住民の命を守るについての再質問につきましてお答えいたします。

議員ご質問のとおり、セアカゴケグモは全国的に発見の報告があり、県内においても発見事例がございますので、一般的な知識としての情報を住民の方に提供することは被害を未然に防ぐ予防策と考えております。情報提供の際にはかえって混乱を招かないよう、岐阜地域環境室の指導の下、町ホームページ等で提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 引き続き注視のほうをよろしく願いいたします。

それでは、2つ目のご質問に入らせていただきます。学校の手洗い場の自動水栓化について。

先日、不登校に関する勉強会に参加してきましたが、その中で中学校に通っている子供が、コロナにかかりたくないから学校を休み、そのまま不登校になってしまったというお話を聞きました。確かに学校というのは感染源の一つであり、徹底したコロナ感染対策が必要であると考えます。その中で比較的安価に対策ができ、効果が高いのが手洗い場の自動水栓化だと思います。蛇口というのは不特定多数の子供が触れるところであり、コロナウイルスやノロウイルス、レジオネラ菌や大腸菌など様々なウイルスや病原菌が混在していると考えられます。自動水栓化することでこれらの人から人への感染を防ぐことができます。また、水の垂れ流しの防止にもなりますし、今は単3電池2本で約2年間使用できるタイプもあり、導入している自治体も全国で非常に多くなっています。そこで、2点質問させていただきます。

1、現在、町内の小中学校にトイレを除いて自動水栓は未導入、中学校のみにレバー式蛇口を数か所導入しているが、なぜ自動水栓を導入しなかったのか。

2、なぜレバー式蛇口を中学校と同じタイミングで小学校にも導入しなかったのか。

以上2点を質問させていただきます。

○議長（松原浩二君） 堀場康伸住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 長谷川議員の2項目め、学校の手洗い場の自動水栓化につ

いて、1番目のご質問、現在町内の小中学校に自動水栓は未導入、中学校のみレバー式蛇口を数か所導入しているが、なぜ自動水栓を導入しなかったのかと2番目のご質問、なぜレバー式蛇口を小学校にも導入しなかったのかについては関連がございますので、併せてお答えいたします。

岐南町中学校においては、屋外の手洗い場が教室棟の昇降口2か所しかありませんでしたが、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策として、運動場及び図書館付近にも設置したいと学校からの要望を受け、新設でレバー式水栓を設置いたしました。

レバー式水栓にした理由は、回転式のハンドル式水栓より接触面積を最小限に抑えることができることで、感染対策として一定の期待ができると考えました。その際に、自動水栓も検討いたしましたが、屋外であり、砂ぼこりや雨などによりセンサーが反応しないという故障や、一定の時間しか水が出ないことにより十分な手洗いができないことも考慮し、自動水栓ではなくレバー式水栓を設置いたしました。しかしながら、今年度にレバー式水栓を使用している学校の責任者から、締め過ぎによる故障や漏水が多いとお聞きしております。

校舎内の手洗いにつきましては、トイレでは手洗いのみと用途が限られることから、全て自動水栓を設置しております。教室前などにある手洗いにつきましては、十分な手洗いをするほか、掃除による雑巾の洗浄や少量の水を利用するなど、学校生活の様々な場面で利用しますので、水量調整がしやすく様々な場面での対応が可能なハンドル式水栓を利用しております。自動水栓にはしておりませんので、新型コロナウイルス感染症対策としてハンドソープ及び手指消毒液を各所に設置して対策をしております。

また、小学校においては、屋外の手洗いが中学校より多くあり、運動場及び体育館付近にも既に設置されており、新型コロナウイルス感染症対策においてこれまでの水栓を利用できましたので、増設する必要はありませんでした。校舎内につきましては、手洗いが教室や廊下にあります。中学校と同様な理由で、これまでのハンドル式水栓を利用しております。

手洗いはウイルスや病原菌の基本的な感染防止対策と考えることに加え、学校でのそれぞれの用途に対応するため、今後小学校のトイレの改修などを行う際には、その用途に合わせてよりよい水栓を選択してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 3番 松本暁大議員。

○3番（松本暁大君） おはようございます。3番議員、松本でございます。議長のお許しをいただきましたので、大きく2項目質問させていただきます。

質問を始める前にですが、私は目的と手段という言葉に常に意識するようにしています。本当に簡単な事例になりますが、例えば墓参りに行くことを伝えたときに、花とか線香の準備ができていないから行くのはやめておくというものです。月一墓参りの家庭で育った私にとっては、えっというふうになるわけですがけれども、本来墓参りとは亡くなった方やご先祖様の供養と感謝を表し、これからの繁栄を願って行うものであり、これが目的。花ができないという手段のために行かないという話です。本来の目的を見失っていると、大げさかもしれませんが。日常生活の中でそこまで考えて生活しているわけではないですが、町の政策においてはこの点は重視しなければならないものと感じ、混同してはならないものと考えてもおります。前置きはここまでにして質問に移らせていただきたいと思います。

それでは1項目め、北小学童保育施設の開設と施設の活用について。

過去の議会において北小学校学童保育施設の開設について質問をしてみました。ご答弁では岐南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条 国が定めた放課後児童クラブ運営方針においては、学童保育はその役割を責任を持って行えるよう利用児童の健全な育成を図るために、ふさわしい場所で実施できるように検討していかなければならない。ただ、岐南町は他の地域とは実態が異なり、学校敷地内で運営を検討する場合には幾つかの課題がある。問題解決のために教育委員会をはじめ関係課と協議を進めているとのことでした。では、それらを踏まえて2点質問をさせていただきます。

1つ目、当初の質問から現在までの経過報告をお尋ねする。

最初にご答弁をいただいてから1年半を経過しておりますが、どのような協議が開催され、また過去にご答弁された問題、課題を解決するためにどのような取組をなされてきたのか、お話しください。

2つ目、学童施設だけにとらわれず、防災施設としても活用できる。

平島においても4月に交通死亡事故が発生しており、事故は発生してからでは取り返しがつかなくなります。発生の可能性についてはいかにして対応を考えなければなりません。北小学校学童の件については、既にその可能性については述べておりますし、行政側もご認識しておられるかと思えます。

前置きでもお話しさせていただきましたが、目的と手段を間違えないでいただきたい。手段にとらわれ、安全、その先の命を守るということを見失ってはなりません。何が第一なのか。

防災マップの配布もございましたが、災害についても対応していかなければなりません。この施設も学童単独の運用だけでなく、災害時の避難場所としてその位置づけ

も考えればよいのではないのでしょうか。そうならばより一層この施設の建設の意味、財産の有効活用にもつながるかと思えます。予算の件も当然あります。補助金のお話もご答弁いただいておりますが、改めて町のお考えと今後の計画をお尋ねします。

以上、2点の質問についてご答弁のほどよろしく申し上げます。

○議長（松原浩二君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 松本議員の1項目め、北小学童施設の開設と施設の活用についての1番目のご質問、当初の質問から現在までの経過報告をお尋ねするについてお答えいたします。

令和2年11月及び翌年3月の定例議会におきます松本議員からの北学童保育の学校敷地内での実施のご提案を受け、学童保育を所管する健康推進課、教育施設を管理する生涯教育課、北小学校教育委員会等の担当者と協議を重ねてまいりました。

前提といたしまして、現在の学童保育の実施場所であるすこやかセンターは北小学校から約300メートル離れており、交通事故等の危険性が高いことから、可能な限り早期に北小学校の敷地内で実施することが重要であるとの認識で協議を進めてまいりました。

まず、令和3年3月に行った協議では、小学校の空き教室の利用の可能性について協議いたしました。令和3年度の北小学校の児童数は350人、15クラスでしたが、学校内に空き教室がなく、北学童を利用している約70名を収容できる2クラス分の教室の確保が困難でありました。10年後の令和13年の児童数は370人と推計されており、また、国が少人数学級を進めていることもあり、空き教室の確保が当面期待できないことから、学校敷地内に別途学童施設を新設するという選択肢に絞って検討を進めていくことといたしました。

それを受けて、令和3年6月には学童施設を新設する場合の設置場所や保護者の送迎用駐車場、運動場の遊具移設、学校運営への影響等について協議いたしました。施設の場所については、学校の学習活動やスポーツ少年団等の社会教育活動、教職員や来客用の駐車場への影響等を整理した上で、運動場の北西角や体育館南側の駐車場など幾つかの候補地案を議論いたしました。そして、本年4月に入り、健康推進課の担当者が笠松町立松枝小学校の運動場の一面にある学童施設の視察を行いました。建物の規模や構造、電気やインターネット等の環境設備、施設周りの外構、駐車場のレイアウト、保護者らによる実際の送迎状況も把握し、北小学校の敷地内での設置イメージを具体的にしたところがございます。

これまでご説明した幾つかの課題整理のほか、施設建設を進めるに当たっては、保護者の方々や周辺住民、運動場の利用団体、認定こども園けやきの杜を運営する法人

等との協議も必要になってまいりますので、関係機関との連携を密にしながら、学童保育移設の早期実現に向けて着実に進めてまいります。

次に、2番目のご質問、学童施設を防災施設としても活用してみたいについてはお答えいたします。

国が定めた放課後児童クラブ運営指針には、子供が安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子供の健全育成を図ることと示されております。

学童保育事業は、子供にとって家庭、学校と並ぶ第3の居場所としての機能も有しており、単なる預かり事業だけでなく、子供の健全育成を図るための社会生活の場でもあります。万が一学童保育の利用中に自然災害等が発生した場合、必然的に学童施設そのものが子供にとって最善の避難場所になります。

西学童を実施しています西町民センター、東学童の東町民センターにつきましては既に災害時の緊急避難所に指定されておりますことから、北学童につきましても、新たな学童施設の供用開始に合わせ指定避難所に加えてまいりたいと考えております。

今後も引き続き、本町の未来を担う子供たちの安心・安全な環境づくりや健全育成事業を積極的に推進してまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 3番 松本暁大議員。

○3番（松本暁大君） ご答弁のほどありがとうございました。私が当初、質問のほうをさせていただいたときよりも今回のご答弁はより前進した答弁をいただけたかと思っております。引き続き行政の方の建設までの働きかけ方を期待して、次の質問へと移らせていただきたいと思います。

2つ目、行政と住民との信頼関係の構築について。

議員となり1年8か月ほど、自治会長としては1年ほどが経過しました。国会議員の役割、県議員の役割、市町村議員の役割はそれぞれにあるわけですが、新人議員である私は、未来へのビジョン、住民生活における現実問題や課題をじかに感じながら日々勉強している最中です。

特に、町議会議員は地域住民に密接した関係が多い存在だと感じています。自治会長も議員同様に密接した関係が多いわけですが、議員とは立ち位置が少々異なります。そもそも議員が自治会長を兼任することについては、議会によっては取り上げられているようですが、それはさておき、岐南町第6次総合計画のテーマである「みんなでつくる魅力あるまち・ぎなん」の実現を目指すということについてのベクトルは一致しています。「みんなで」という文言のとおり、行政と住民の間に信頼関係が構築さ

れなければ実現できない話です。様々な政策も信頼関係あつての成功と考えます。

今回の質問は、基本的、単純な内容ではありますが、信頼関係にもつながる非常に身近な内容であると思っておりますので、特に気になっている3点の質問をさせていただきます。

1つ目、大きく関心が集まった公金の取扱いについて。

ある町で誤送金を行ったことが大きく取り上げられました。民間で総務に携わっていた経験から、その経緯については驚きと理解ができませんでした。知り合いの行政関係者にこんなことがあり得る話であるかと尋ねたところ、「市町村の規模によって人員も違う、職務も違うから何とも言えない。ただ、自分が奉職していた自治体の仕組みではあり得ない話」と聞きました。なるほど納得する部分も多くあったわけですが、当町でも同じ政策に基づき給付を行っておられますが、この当町で過去に発生した誤振込の事例、今回の事件の分析、当町の手順等やその見直しについてお話しください。

金銭関係は信頼関係を簡単に壊します。誤送金がなければ犯罪者をつくることもなかったわけです。公金でもあり、犯罪者をつくらない環境づくりがどのようになっているのか。この事件の現在の状況は公金の大半を回収できていることで落ち着きを見せていますが、日本中で大きな関心を持たれた事件ですので、ご質問をさせていただきます。

2つ目、ネット社会の問題に対して、町としても取組が必要ではないか。

工業化社会から情報化社会へと進み、デジタルトランスフォーメーション、I o T、I C T、Society5.0で実現する社会へ向けてと様々な政策が進められています。その中にあるインターネットはどの場面においても欠かせないツールとなっています。最新のニュース記事をチェックしたり、何か調べ物をしたりするときは、決まってインターネットでという方も多くいるのではないのでしょうか。確かにインターネットは情報を収集する際に非常に便利で使いやすいものですが、一方でインターネット上の情報には様々な欠点もあります。その中の一つに誹謗中傷があります。これは大きな社会問題となっています。

ここで皆さんに深くご理解いただくために、昨日村山議員が法令等についてはお話しされておりますので、現在私についてネットで書き込まれていることを実例に挙げて述べさせていただきますと思います。「選挙のときに町長が来ていたからね。家を建てて議員報酬で返済や、平島君」「昨日今日議員になった人間が威張っているそうだとよく聞くから。書き込み議員も誰か分かっているから遊んだるんや。俺が誰か分からんやろ。おまえの自治会関係者や」「君の好きな事務員さん、親分に取りられてし

まったなあ、かわいそうに」「新人議員は疑惑の人とのメールが80件ありました」。このようにダイレクトに名指しされているものもありますし、容易に私のことと推測できるものもあります。ただ、これはほんの一部です。他人がどう捉えようとも私が誹謗中傷と感じれば誹謗中傷です。ただ、私の場合は政治家でもありますので、ご意見や批判は当然あってのものとして理解しています。一々公に反論することはありません。

この中でその書き込みに対して私が書き込みを行っているといった、そういったことも書かれていますが、情報開示していただければ分かる話です。私をかたる者もいる始末です。正直参りました。まさか自分がその当事者となるとは。そして、同じ町議会議員の方もユーチューブで「ある人に言われてあるサイトの存在を知った」。そして、その議員の方も私と同じように「書き込みなどをしていないにもかかわらず、自身が書き込みをしているよううわさをされている」と、そうおっしゃられています。

一番の問題は、この中に岐南町の住民の方と特定できる内容のものが多数あるということです。特に平島の方と分かるような内容が多く書き込まれています。一般の方です。本当にひどい内容です。恐れていることは、事実でないことが事実となって広がってしまう。現に私の家族や私自身も「そんなことをやっているの」なんて言われたこともあります。こういった誹謗中傷によって命を絶たれた方もおられ、人生を左右されることもあり得る重大な問題です。皆さんもいつ自分が当事者となるか分かりません。

このあるサイトには全国各地の口コミやテーマがあり、特に羽島郡は他市町に比べると個人を特定できる誹謗中傷の書き込みが多いです。異常です。これは公ではなく個人の問題かもしれませんが、役場の内情や情報漏えいについても書き込みがあります。町外の方からすれば、どんな町なのかと思われているでしょう。直接閲覧をしていなくても口で内容は広がります。情報開示をすれば、誰が発信しているかを突き止めることも可能ですが、個人では多大な費用もかかり、現状は書かれっ放しの泣き寝入りのようなものです。

私が会計事務所で勤務をし担当していた法人もこのサイトで誹謗中傷され、弁護士を通じて情報開示を行い損害賠償にまで至った際には100万を超える経費がかかっていました。一般的にそれほどの費用は簡単には出せませんし、国や県には相談窓口もありますが、正直身近ではないように感じます。

ますますネット社会が広がる中で、安心・安全、住みよいまちづくりという観点からも誹謗中傷の問題は看過できないものと考えます。うわさの多い町と言われるからこそ、独自の窓口や条例の制定も必要かと思いますが、こういった現状をどのように

考えておられるのか、お尋ねします。

3つ目、宗教絡みは受け付けないという姿勢について。

行政と自治会の関係、これも信頼関係がなければならぬものであります。その中の施策で絆づくり交付金があります。希薄化した地域の絆を深め、自主・主体的な地域活動の推進、地域住民の協働を進めることを目的として、町ができないような事業に対して交付をする。具体的には地域の連帯感が深まる祭りなどのイベントがあるというものです。

この中で交付対象となる事業に関するルールはあるわけですが、宗教、政治及び営利活動を目的とする事業は対象外とあります。例にすると、自治会と子ども会が主催するクリスマス会はキリスト教だから認められないということです。絆を深めることが、また連帯感を深めることが目的なのではないでしょうか。平島においては相撲大会も開催されます。クリスマス会がキリスト教信者、相撲が神道信者というわけではありません。昔から続く地域行事であり、ある意味伝統であるわけです。岸和田のだんじり祭、阿波踊りなども根底には宗教があるわけです。これらは地域行事、伝統という観点で補助金等が交付されているかと思えます。

当町においては、この宗教、地域行事、伝統をどのように区分けして判断されているのか、お尋ねします。絆交付金という制度が目的である絆を深める、伝統を継承していくといった地域の活動を阻害しているようなことがあってはと思い、質問させていただきます。

以上、3点の質問についてご答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（松原浩二君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 松本議員の2項目め、行政と住民との信頼関係の構築についての1つ目のご質問、大きく関心が集まった公金の取扱いについてお答えいたします。

岐南町におきましては、過去に阿武町の誤送金のような事例は発生しておりません。また、今回の報道を受け、支払い処理に限らず、複数の職員による確認等、これまで以上に公金であることを十分注意を払い、適正かつ慎重な行政事務の推進を指示いたしましたことを報告いたします。

なお、手順等については会計管理者に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（松原浩二君） 岩田恵司会計管理者。

○会計管理者（岩田恵司君） 松本議員の大きく関心が集まった公金の取扱いについてお答えいたします。

報道によりますと、今回の誤送金につきましては、1つ目に職員の定数減により3

人体制から室長と担当者の2人体制となったこと、2つ目にベテラン職員の人事異動により誤送金を行ってしまった町職員が本年4月採用の新人職員であったこと、3つ目に今回振込を新人に任せ切りであったこと、4つ目に上司のチェックを受けることなく振込依頼書を銀行へ提出したこと等の要因ではないかと言われております。

一方、本町では、1つ目につきましては、管理者を含む3人体制。2つ目及び3つ目につきましては、職員が異動で交代した場合でも事務に支障が出ないようマニュアルを策定し対応、1人に任せることはありません。4つ目につきましては、振込依頼書には会計管理者印が必要であり、チェックが行われております。

また、公金の支出につきましては、支出をしようとする担当課が岐南町会計規則第39条の規定よりも支払命令書を作成、請求書と支払いの原因及び金額の算定基礎を明らかとなる書類を添付の上、会計管理者に提出。会計室におきましては、同添付書類を基に慎重な審査、金額及び支払い先の確認を経て支払命令書に基づき小切手を振り出し、指定金融機関より支払いがなされています。加えて、振込を行う際に作成する口座情報などのデータにつきましては、データ確認後、支払いの3日前には指定金融機関に提出しており、件数、総金額、支払い先、振込日等につきましては二重、三重のチェックがなされております。

さらに、阿武町とは事務の流れが異なっており、岐南町においては会計室に指定金融機関の職員が常駐、事前に作成した支払い明細と常に突合しているため、報道のような作成データと振込依頼書による支払いが混在することはない上、指定支払い日の小切手を事前に作成をしているため、小切手の金額を超え二重に支払うことはできません。したがって、今回のような誤送金は発生しないものと認識をしております。

いずれにいたしましても、公金であることを踏まえ、これまで以上に十分な注意を払い、複数の職員による確認と適正かつ慎重な支払い処理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 松本議員の2項目め、行政と住民との信頼関係の構築についての2番目のご質問、ネット社会の問題に対して町としても取組が必要ではないかについてお答えを申し上げます。

近年、SNS等の普及により誹謗中傷の被害が顕在化し、被害者が自ら命を絶ってしまうなど、深刻な社会問題となっております。誹謗中傷という言葉は、誹謗と中傷に分けられます。誹謗とは他人への悪口を言うこと、中傷とは根拠のないことをいい、他人の名誉を傷つけるという意味でございます。

インターネット上の誹謗中傷に対する相談窓口には総務省の設置するインターネッ

トトラブルに対する助言を行う「違法・有害情報相談センター」、同じく総務省が設置する人権問題を取り扱う「人権相談」があり、どちらも削除依頼の方法などのアドバイスが受けられます。また、町では健康福祉センターにおきまして、月1回「人権・行政相談」「法律相談」を実施いたしております。誹謗中傷により人前やインターネット上で誰かを公然と侮辱した場合、多くは侮辱罪が適用されます。国会において侮辱罪の法定刑を引き上げる刑法の一部の改正がなされ「1年以下の懲役・禁錮又は30万円以下の罰金」が追加されました。これにより取り返しのつかない人権侵害を防ぐことができるとともに、悪質な書き込み等が抑制されることも期待できます。

SNS等で不特定多数の人が情報を目にする場で、他人を誹謗中傷する投稿は人の人生を大きく変える社会問題として大きく取り上げられた事例がございます。誹謗中傷の投稿をした者には重い刑罰が科せられることを自覚する必要があると存じます。

議員ご指摘のとおり、安心・安全、住みよいまちづくりの観点から看過できないものと考えており、またインターネット上の誹謗中傷は投稿欄を中心にエスカレートする場合も多く、深刻な社会問題となる可能性があると考えております。今後は改正された刑法等の適用状況等を参考にしながら厳正に対応していきたいと考えております。

次に、3番目のご質問、宗教絡みは受け付けないという姿勢についてお答えを申し上げます。

岐南町自治会絆づくり交付金は、岐南町自治会絆づくり交付金交付要綱第1条において、自主的、主体的な地域活動の推進を図るとともに、地域の絆が深まる事業を支援することを目的とし、希薄化した地域の連帯感が深まるような事業や町が一律に実施する事業では解決できない地域課題に即した事業、要綱第3条第2項に列挙した13事業に対して交付金を交付するものでございます。

一方、交付金の対象事業としない事業としましては、議員の言われる宗教、政治及び営利活動を目的とする事業を、要綱第3条第3項第2号に規定いたしております。対象外事業について、要綱に規定する根拠といたしましては、憲法第20条第3項におきまして、国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。また、第89条では、公金その他の公の財産は、宗教上の組織もしくは団体の使用、便益もしくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育もしくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならないと規定されております。そのため、宗教的活動を目的とする事業への公金の支出は憲法上認められておりません。

そもそも自治会は、地縁の者のよって形成された団体でございますので、宗教上の組織ではございませんが、宗教的活動に対して公金を支出することにつきましては制

限があるものと解しております。

ここで言う宗教的活動の考え方でございますが、最高裁判例として、津地鎮祭事件におきまして一定の基準が示されております。1つ目に、その行為の目的が宗教的意義を持ち、かつその行為の効果が宗教に対する援助、助長、又は圧迫、干渉等になるような行為により、宗教的活動か否かを目的・効果基準により判断するものでございます。

議員のクリスマス会は宗教行事ではなく、地域行事ではないかとのご指摘につきましては、平成29年度の自治会絆づくり交付金認定審査会におきまして、クリスマスはキリスト教の祭典であるため、要綱の交付対象外の規定に該当するのではないかとの審査委員の意見が審査基準に盛り込まれました。当時、審査会におきまして、その事業の目的や参加者、事業内容、またその効果により当該事業が交付金の対象となるか否かを慎重に審査した結果、クリスマス会という名称が宗教的活動を想起し、交付金対象事業とすることに疑念を抱かれないかとの懸念があると判断したという経緯がございまして、町としましても、審査会での意見や判断を尊重した次第でございます。

その他にも議員の言われる平島の子ども相撲大会や、各自治会で開催される盆踊り大会などにつきましても、宗教的活動ではなく、慣習としての習俗的行事と考え、交付金の対象といたしております。なお、これまで自治会から申請されました事業につきましては、いずれも宗教的活動には当たらないと考えております。

今後、町といたしましては、審査会に対し、宗教行事、地域行事、伝統行事であるかについて、事業の名称にこだわらず、目的や内容、その効果などを総合的に判断していただけるよう、判断材料を提供しながら協議を促してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） ここで暫時休憩いたします。11時5分より再開いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時 6分 再開

○議長（松原浩二君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

冒頭に、昨日休ませていただいたのは、親代わりでもある叔父が亡くなりまして、大変私自身も悲しく、送りたいなという気持ちがありまして、休ませていただきまし

た。皆様方に対しまして大変ご迷惑をかけたかも分かりませんが、ひとつよろしくお願いたします。

私の質問、できるだけ質問をしたことに沿ってお話をさせていただきますけれども、少し自分自身の意見としてのアレンジをしたような形で質問させていただくと思いません。それに対する回答は、正直ごめんなさい、見ておりません。だけど、検討、検討という言葉だけは見ました。前向きな形で検討していただければいいと思いますので、再質問に対しましてはしませんので、後からしっかり自分の頭の中へたたき込んで、また皆様方に、行政側の方に質問させていただきたいと思しますので、よろしくお願申し上げたいと思います。

まず第1番目に、岐南町の治水総合対策についてというようなことでございまして、これに書いてあるように宅地化率の高い中、ありきたりの治水対策ではゲリラ豪雨には対応できないが、ハード面としての個人、地域、役所として行う対策についてというようなことでございまして、今どうも世界の気候の中で台風の数が増えてきておりますね。エルニーニョの反対はラニーニャですね。どうもラニーニャの関係で台風が少ない中で、もし発生した場合はスーパー台風になっておるんですね。50メートル以上ある。超大型の台風がもし日本へ来た場合どうなるか。また、線状降水帯と言われる、山口県の日本海からずっと中国地方に向かっての線状降水帯、あれが大体50mm/h以上なんですね。そういうような中で、岐南町へもしこれだけの宅地化率がどんどん住宅が建って、この水の末端がどこへ流れていくかということをやったり計算しなければならぬと思うわけでありまして。

私も水防団をやっております、過去2回、緊急出動したことがあります。当然もうやめましたけれどもね。2回緊急出動した中、木曾川の本堤防が決壊するときは、まず無理ですから近寄れません。境川の決壊が起きたときに、上印食のところが床下浸水が川沿いの河川敷内やと思いますが、そこへ土のうを雨の中、夜中に運んだ経緯があります。もう一つは、招集しよよと行って作業をしたことはありませんでした。

この治水対策、確かに境川は15年かけて岐阜市高田橋のほうまで断面効率を要するにようにするためにというようなことでございまして、それには名鉄の高架事業も併せてそれをしないとできないということも分かっておりますけれども、この岐南町の7.91平方キロメートルの小さな町の中で、私の住んでおるところと、そして三ツ目大橋、みやまちのあたりとの高低差は約3メートルから3.5メートルあるんですね。過去2回、ミリ数は40mm/hぐらいやったと思っておりますけど、一気に私の住んでおるところからその三ツ目大橋のほうへ流れるわけでありまして。これはもの見事に私のところは全然水が浸からないんですね。洪水ハザードマップ、その当時の二代目、片桐博彰

さんがやられたハザードマップのときはゼロなんです。平島町民センター50センチと
いって、伏屋あたりが1メートルとかあるわけなんです、それが一気に流れるんで
す。この岐南町は木曾川水系ではございません。というのは、どこへ流れるかとい
うと長良川水系。何で何でと言われるかも分かりませんが、羽島のところから長良のほ
うへ雨水が流れておるわけなんです。

そういう中で長良川と木曾川とは全然断面効率が違うんですね。そうすると、この
雨というのはこれだけ宅地化率があった場合、この各町でこの水を貯留して、一
気に流れないような、そういう対策をしなければならんのではないかなという
ような中で、私の持ち物件が笠松町の円城寺にありまして、ピュピユって言うん
ですけど、そこは水が浸かったんです、5年前。その土地、当時の広江町長が
やられたのは、円城寺のバイパスのところでありまして、このまま宅地化が
増えてしまったら、水がどんどん来て大変なということで、3億余を
かけまして、これ補助率がありますから、国交省ね。それを造られたん
です、1年かかって貯留槽。それを造ったことによって一気に水がたまら
なくなつたというような状況であります。

今、この岐南町の状況を見ておったときに、いつそういうような時期が
起きるか分かりませんので、前に伊藤議員が個々で、要するにタンクで貯留
をやったらどうやというようなことに対して、やはり費用的にどうのこう
のというような答弁がありました、私の記憶でいきますと。個々では難し
いのですから、やはり町でやるべきであろうというようなこと
であります。

そういうような中で、いつもの答弁、もう聞き飽きちゃうんですけど、厚八
グラウンドのあれが貯留槽になっておるたら、岐南中学が貯留槽になつて
おるたら、羽栗中学校が貯留槽、もう聞き飽きてしまう。こんなもん、
今までならいいんだけど、これからの大災害に対して、それだけでは追
つつかないというような状況をやはり認識した中でやっていただかな
けりゃならない。そういうようなときに洪水対策に対する指針も一度検
討し直さなきゃならんのではないかなというような質問の中、この前
のハザードマップ、幾ら国交省の補助金と言いながら、あんな3メー
ターを超えるような真っ赤っかのハザードマップってどういうふう
なんやと、私のところでも3メートルですから。逃げるところあらへん
やないですか。前のハザードマップなら1メートルとか2メートルとか
やった。3メートル超えちゃっているんですよ。どこへ逃げるんか
ということ考えたときに、私が8年前、確か櫻井議員やなかったか
な、うちの自治会は個人のやはり建物の3階以上の部分を協定とい
うか、お願いをして、いぎという場合はそのアパートのところへ逃
げられることをやっておりますということをお知らせされた覚えが
あります。

となると、岐南町全体でやはり避難計画を見直さなきゃならないということと、そして今ご存知のように、避難所が2階以上のところになりますと、いろいろありますね、小学校、中学校、町民センター、この役場もそうです。逃げたところで、電気どうなっておるんや、水どうなっておるんやとなったときに、非常に困難極めることが起きる。それにはどうしたらいいかという、やはり自然エネルギーを発電する中で、やはり備蓄、今蓄電システムの構築というのを盛んに言われておるんですね。蓄電システム、これ大変重要なことやと思いますけれども、そういう蓄電システムをしっかりと、私はハイブリット蓄電システムを発注かけましたけど、ちょっと来ない。半導体の関係で。お金、前は物すごく高かったんです。半分になったもんで発注しました。だけど、なかなか無理。それで、EVの車なんかも、それも使えるわけですから、そういう総合的判断をやはりやるべきであろうというふうに私は思うわけでありまして、この状態になると大変なことになってしまうんじゃないかなというふうに思うわけでありまして。

そしてもう一つ、開発ね、市街化区域は1,000平米以上は開発許可がかかりまして、U字溝とか、最後のためますによって一気に流れないように県の要するに条例に従って行うという、1,000平米以上、市街化区域。ところが、それだけはあかへんわけなんですよ。間違いなく、特に平島のほうやと中屋排水、農業用排水路というんですけど、あと家庭用排水路が中部排水路、こういう四角いボックス。この場合は私も水防団のとき見たんですけど、50mm/hのときには排水路の土管よりも30センチ下だから、そのころの杉江町長、あの杉江町長、伏屋の杉江町長やられた、正解やったですね。何でこんなもんやってしまうんやと批判があったそうです。だけど、政治というのはそういうもんですから、やってよかったというような、そういうような形の施策を打っていただきたいなど。小島町長は人気がありますから、やろうと思ったらやれると思いますので、ぜひそこら辺も含めてお願いしたいなというふうに思っている質問でございます。

2、岐阜羽島衛生施設組合。

この岐阜羽島衛生施設組合ですね、要するにインターネット等々の、前ちらっと見たのは、令和9年度から稼働やっという話があったんですね。水害時は8メートルから9メートルの水が来るといふ。8メートルとか9メートル、そんな水が来たら、大体人口1人に対して1億とすると8万の5万の13万、それで岐阜市がどんだけ入ってくるか分かりませんが、150億以上かかるんでしょうね。そんな高炉がもし損失するようなことだと大騒動になりますよ、ごみの焼却施設の高炉。

だから、そこら辺も踏まえて計画がどのようになっているかということ、インタ

一ネットでは出て、またその議会に出ておみえになる町長、議長ですか、その資料もこういうふうですよということで見てくださいよというようなことでありますけど、本当はペーパーやなしに、ネット等、データで欲しい。私は文書は読めれへんのですよ、もっと拡大しないと。虫眼鏡で見ればいいといっても見えへんであかん、乱視が入っちゃって、緑内障になっちゃっているから。だから、そういうような状況でもございますので、もっとしっかりとそこら辺も情報開示をしておみえになるけど、それ以上に情報開示していただかないと。ごみの焼却施設というのは建設費が非常に高うございますので、当然ごみの量による応分の負担という維持費がかかってまいります。1億以上かかってまいりますよね。建設費も例えば150億で、国から何分の1かもらったりとか県からもらったりしたとしても何十億というお金がかかるもんで、その予算の組み方、将来的に決まっているんですから、令和9年以降稼働ですから、今からやっていかなければならない。

ごみの有償化についてはやらないよということであれば、やらんでいいですよ。町民はうれしいことです。有料になったら嫌やないですか。ただ、よそから持ち込まんように防御するということを考えなきゃならないと思いますね。ただ、その基金も使ってしまった使ってしまったと言われんようにと言いつつでも、全部使ってしまえばいいんですよ。何でもかと言うと、岐南町は自主財源があるから、1年何もやるなやるなといえばたまってしまう、ここの町は、その気になれば。その代わり何もやってもらえん。

そういうようなやはり予算的なことのテクニックも使いながら、来たるべきこの焼却施設に対してやはり対策を持って行くような施策を持っていかないと。当然、ごみの有償化についてはこのままでもいいですよ、有償化せんでもいいですよ。本当はやらなあかんですよ。やらなあかんけど、岐南町は財政力があって、自主財源があるだから、どんどんどんどん使わずしてためりゃいいんですよ、1年でやろうと思ったら、そうしたら基金もたまりますよ。その代わり何もやってもらえんよ、あれやれこれやって、あらへんあらへんと言ってやらへん。それでよろしければ、そんでいい。町民が決めればそれでいいんですよ。

だから、このごみの問題というのは、しっかりと財源をどういうふうに持ってくるんやと。起債を起こして国庫補助がどんだけでどういうふうやということをいずれかの段階できちっと物事を議員の皆様方に、これは岐阜市が中心にということは分かっていますよ。岐南町は言えんかも分らんですけど、しかし皆様方にはたとえ少しでも認識をいただけるような形でご報告することが必要であろうというふうに思うわけがあります。

3項目め、町長のビジョン。

JR岐南駅の誘致ということでありますけど、これは次の議員のほうでも出ておみえになります。JRの岐南駅、本当に大変な事業です。ぜひやってください。なぜかと言うと、この財源というものに関しては非常に町の活性化の中心核を担うような駅になると思います。しかし、今新所平島線のあの平成のころのアンダーが何か15年以上かかるよ、何やしらんかかるよとって、そのことを言われたから、頭の中、かかるよかかると、どうなっておるんやと。私もちょっとあそこに物件を持っておったもんで。申し訳ないということで、何でかかるや何でかかるんやとって、同じような片側3車線なんですけど、私が見たところは。皆さん調べてください、どこやということとは言わへん。それを2回通っても、やっぱり危ないわ。登り切って何メーター、上がったらすぐ信号。それでエスラインギフさんの10トン級の車がキューと止まったら、ドンと大事故が起きたらえらいことやなど。それをどういうふうに解消するかということも自分なりに思いました。速度制限すると怒るやろね。10キロやとか20キロやと。あんた、20キロでちょろちょろ行けるか、こんな忙しいと思うか分からへん。それ一番安全なんやけど、もう一つの方法は、エスラインさんが一番大きいわね。固定資産税が幾らですかね、結構2,000万、3,000万ぐらい払ってござるんかな。岐南町として非常に重要な企業でもありますので、例えば東側のところの道路改良を進めて、要するに貸し店舗やね、要するにエコステーションへ行くところの道路を改良して、あそこから出てもらうわけにいかんかな。それともあかなんだら、もしできんということになりゃ、ぐるっと迂回していくような、そういう方法をとってやらなあかんというのは、これは脱線した話でありますけど、そういうような中で岐南駅、これできたら、快速列車が止まらんとしても、笠松町を巻き込まなきゃならない覚書というのは、これはずっと有効なんですよ、断らんことには。相手はこんな覚書ないよと言わなんだら、ずっとありますから。だから、その道するべをやるのはやはり小島町長だと思っんですよ。

そうすると、今の場所で、この前たまたま久しぶりに競馬やりたいなど。私ギャンブル大嫌いなんだけど、知り合いがおるもんで、厩務員さんで。それで、競馬やりたいなどあそこ通ったときに、羽島用水のところ岐南町と笠松町が分かれておるんですね。あそこをまたいで岐南駅を造ったときに、3分の2がああ厩舎ですよ、3分の2が笠松町、3分の1が岐南町なんです、大体見ておると。あれの立ち退きが前からあるということで、この前競馬議員から資料をとというようなことでありますが、あれもやっぱりデジタルでいただけると読める、ぐっと大きくして。紙ベースはきき言ったように、もう何ともならんです。この目は、片目おかしいんです。だから、あ

れをもし本当に堤外と言われるところへ移送式の厩舎へあそこへ建築が、ネット見ておると何か計画が進んでおるといふようなことで、岐南町から出向で建築畑の人が1人行っておみえになるということも聞きましたが、やはりあれを壊して、その後の曉はあそこに一つの大きな企業を誘致するか、住宅を建てるか、道路を接道すればいいんです、笠松町の16メートル道路と、そちらの新所平島線との道路を接道して、土地区画整理事業で例えばやったとしても6メートル取れます。あそこへひとつの要するにそういういろいろなビジョンを語れるようなものを造ると、莫大なお金が入る。笠松町もいい。笠松町も金ねえよ金ねえよと言ったって、いつまでたっても金ねえと言ったらできへんですから、起債を起こすよと。将来的投資であれば、必ずそれはそれは返ってきまから、20年、30年の間に。そのぐらいのやはり腹をくくってやっていただきたいなど。

小島町長やったらできると思いますよ。私は夢物語と言ったことは失礼やったと思います。だけど、あの時点では夢物語としか言えないんやわ。漠然としたものがないから。要するに都市計画のマスタープランを作らない。本当は都市計画のマスタープランを岐南町から出ている、採用されておみえになる競馬場へ行っている人、都市計画やれるプロフェッショナルや。29歳で採用されたんかな、あれ。都市計画、ふつうの建築のほうの設計のほうの管理者やないんだ。ということがあったので、ああいう若い人のノウハウを借りながら、おまえ、都市計画のマスタープランを作れよとやりやと言っただけでやれば作るかもわからんわ、あれは。半プロなのかプロなのか、私は分かりませんよ、実力知りませんから。そのぐらいのことをやらないと、この岐南駅できないですよ。

今、こういう計画を作ることによって、北方町が前に言いましたよね、7万8,000平米の北方イオンができたことによって北方町がどれくらい財源が豊かになりますよと言いましたね。今年の秋、イオンができます。あの一帯を町の様相が変わってしまいます。北方の南のほうです。だから、そのぐらいの道するべをやはり小島町長はやるべきである。私は夢物語と言ったのは失礼かも知れませんが、できるんやったらやってもらいたい。岐南町のやっぱり特徴にもなりますからね。それが1番目の岐南駅の誘致に対して。ちょっとこれ余分に言い過ぎてしまったね。

羽栗グラウンドの購入の構想。だから、この前も言ったように、羽栗中学校の土地というのは、買うのはやぶさかではございません。ただ、2億3,000万という要は基金を崩すというのはいかがなものかというふうに思っただけでありまして、目的がきちっとしたビジョンがあってやはり崩すべきであるということ。だけど、可決してしまったことに対して、おまえ、どぼどぼ言うなと言ったって、頭の中が何や知らん、

どうしても納得できんわけなんですよ、これだけは。

それなら、例の堤外にある川島オアシスパークのあのグラウンド、笠松町がサッカー場を造って、そして夜間照明、あれも造られて、サッカーできるようになった、ゲートボールも何も、トンボ池も整備された。その中で岐南町もグラウンドがあるわけですから、町民とすりゃ、あれに使っていただけるとい、5月26日に町長がお話しされてましたね。あれはいいことですよ。時間かかるよ、本当に。堤防というのは前の片桐二代目町長、どえらい苦労した。2年ぐらいかかったんですよ。お金もかかります、3億ぐらいかかったね、家を立ち退きさせたりいろいろしてね。堤防を削ったり、穴を開けるといのはまず不可能と思ってもらえばいいんですけど、だけどやったんや。その当時建設省。

だから、町長が一生懸命努力してやられるわけですけど、それに使われるんやったら、セットで佐兵衛新田米野線16メートル、岐阜外科、あの辺もうできてしまってますね、岐阜市から。それからピアゴの東側の道路、あれどんちで行っているけど、岐南町引いてしまっておる。岐阜市は7軒引かかる。笠松町は倉庫、そして住宅、そして車庫、引かかるんですよ。あれ通ってみや。あそこまた一つの新所平島線の受け皿にもなって、それであそこも一つの一大の町の骨格を示すことができると。と税収増えるでしょう、固定資産税。当然そういうもので準工業地域ですので、商業施設とかそういうものが来れば、固定資産税は1.4%としっかり取れます、沿線沿いは。住宅はあかんですよ、緩和措置がありますから。200平米を境にして4分の1、6分の1という緩和措置があったら、その1.4%、建物の場合は、アパートの場合やと3階以上やったら何分の1、5年間は2分の1とか、3階以下の場合は3年間2分の1、そういう道路。古いかも分からんよ、僕の考え。道路やとか駅を造って税収を上げるというのは。本当は町の今のこの時代に似合わないことやと思う、お金がかかるから。本当はもっと違う意味でやっぱり町というものをいいイメージに持っていただけるのが一番ありがたいんですね。

だから、そういうような政治折衝、今良好な関係でありますので、笠松町長と岐南町長は良好な関係でありますので、こういう機会を狙って、将来のまちづくりをやっていただきたいなというふうに思うわけあります。

そして、財政の硬直化における事業の見直しはしないのかというようなことから、やらんでいいですよ。いろいろあるけど、やらんでいいです。使う分だけ使えばいいですよ。使っていただいて、確かに財政調整基金が最低5億やったら何たらと言って、そして今度積み上げて8億になりましたよと言うかも分からんけど、どんどん使ってあかんならあかんで、幾らでも税のテクニックとか借金とかいろいろな方法が

ありますから大丈夫です。使っていただいていると思いますよ。

そして、環境問題、これが重要なんやね。SDGsということですね。カーボンニュートラル、言うことは簡単なんやね。それで、あとデジタルトランスフォーメーションと、今の言うSDGsというのはどうしても関連があるんですね。どうも役所も誤解しているのは、インターネット課があったやつを、DX課なんて名前だけ変えておみえになるところがある。違うや。インターネットイコールドigitalトランスフォーメーションじゃないんです。そこら辺をもっとしっかりとやはり今後のことなので、勉強していただかなければならないわけでありまして、私も勉強しなければならぬと思います。

それで、このEV車、30年ですか、30年にEV化を進めるという国の方針、それでSDGsのバッジなんかをはめておみえになりますけど、この17項目のうちの私が感心と思っているのは、人権と、そしてあとは環境、この2点に対しては非常に行政としてやらなあかんのやないかなというようなことで、バスが賛成してしまったので、ディーゼルで走ってもらえばいいですよ。二酸化炭素をパッパまき散らせばいい。だけど、これは本当はあかん。国がそういうふうやと、脱却やと言って、岐阜市の場合は3年前から研究しているんだから。実験だからやらないなんて、そんなばかな話はない。進んでやらなきゃ、電氣化というのは。今安くなったんだから。そうでしょう、中国なんていったら、今ディーゼル車と変わらんぐらいや。ちょっと安い。国からの補助金もあります、電氣にしたら、本当国交省から。充電システムから。

言うのと、時間がかかるで、電氣のあれがどうこうとそういうことを言うや。そんなことを言っておいたら、ちょっとでもEV化で脱炭素にならないよ。だから、私は自分でやれる範囲の中で、さっき言いましたように太陽光パネルが家10キロ乗っております。全部ほかのほうも入れますと30キロありまして、そういうやつもいろいろ考えておりますけれども、自分の器の範囲の中でその10キロの電氣を蓄電、ハイブリッド蓄電システム、夜の余剰電氣やとか、そして太陽光の発電した余剰電氣を、というのは10年たったら今幾らやというと17円、来年なったら16円、私がやったときは42円、元引いてしまった。

そのパネル自身の耐用年数もメーカーが言うあれは、10年のパネルは10年やとか、パワーコンデンサーってあるんですね。あれが7年やと言っておったけど、違うや。どえらいもつんやわ。なかなか悪ならへんのか。被膜ができるで、電氣のあれが悪なるとか言うけど、全然悪ならへん、料金で見ると。この前女房が、バッテリー見とおったら、電氣ゼロになっている、どうなっておる、おまえ見とおらなあかんがやと言って、うちのお母ちゃんお金だけ見とおる、ばばあと見とおるんで、私どえらい

怒ってやった、あかんと言って、こんなことは。今はどんだけ充電しておるかということをしっかり見てないと、パワーコンデンサーが動いているか動いてないか分からないから、そういうことは金だけ見ておるだけはいかんよ。私はお金は一切なぶってないもんですから、女房に全部あげましたので。

だから、そういうようなことで、こういうふうであかん、こういうであかんやなしに、実際はいいんやって、すごく。だから、各施設のところへ、ここも乗っておるけど、全部使っちゃっているでしょう、ここの太陽光。そして、あと例の給食センターも入っておるけど、全部使っちゃってますがね。あれを本来なら避難施設としていくなれば、蓄電システムというもの、今安くなりましたので、半分になりました。幾らかなとかということ、それは高い高いと言われたら、幾らが高いのかとおのおの方々の違いによって、価値の問題やね。私言います。隠す必要ないから。3年前、7.5キロでやった場合500万円だったです。契約したのは250万で契約しました。今安くなりました。半分です。まだ安くなりますけど。そんなの待っておったら、役所が真っ先にやらないと、もっと普及しないですよ。脱炭素どころやないですよ。

電気自動車も採用しないと。電気自動車も安いんやで。何でかと言うと、価格が高くても補助金があるんやで、国交省からの。これを利用しながらやるんや、補助メニューを持ってきながら。バスはもういいわ、生産してもうすぐ。本当は惜しいなと思ってけどね。すると岐南町の名物になったで、電気バス走っておったら。「チョイソコ」やったら、もう自動運転やわ、電氣化になるわ。すごいことになっておったわ。実験やでと言って、実験実験と言ってたら何も進まへんよと私は思いました。

だから、そういうようなことでこの環境問題、役所として実行しておみえになると思いますけど、ご答弁もせっかく作っていただいたので、30分あればいいんですよ、30分ありゃお話できますか。大体そうやね、前もそうやったで。30分ということは、今45分やで、あと15分だけしゃべっていいね。28分というのは15分プラスしてのあれですか。

あと自治会加入率。

これが問題なんやて。絆交付金が出たときに、何でこんなことやらなあかんのやと言った。面倒くさい、前みたいに1自治会幾らと、自治会加入率に合わせた、何でも使ってくださいとやったほうがいいやないかというふうに言っておったんやけど、何か知らないけど、何か自治会に対して、ごみ拾いやとか排水路の清掃やたら、草刈りやたらとって、確かにそれはボランティアで1年に1回や2回ぐらいのことはいいけど、何だか知らんけど、すごいようけ負担をかけておる。若い世代の方々がおみえになって班長でもやったらえらい目に遭いますわ。会社休まならあかん。そういう

ようなことで、それはなんて昔言ったら、わいわいがやがや会議やって。何がわいわいがやがやや、そんなもん話したないわという話なら、若い人から言わせると。知っている人ならいいけど、わいわいと言っても、そうしゃべりたくないですよ。

そういうような状況の中で自治会の在り方というものに対して、また名前だけという人もあれば、そして入っておみえにならない人もあるわけでありますので、そこら辺が行政としてどのように把握して浸透させるかというのは、前も松本議員が言っておったですけど、それ本当に実感して思うことであります。

それで、前も全員協議会の場でお話しさせていただいたのは、羽島用水でも自治会委員の皆様方の不公平があるんです。岐南町は木がどえらいようけある。町長は、そのとき会長やったと思いますけど、にぎわい街道検討委員会のね。俺、反対したんやけど、言うこときかへんなんて。たしかあの人ら言ったら言うこときかなんだかも分からん。だけど、あんなようけ垣根からずっと400メートルも500メートルもあって、それを刈れと言われたって、素人で、今はむち打ってやってござるわ、年食った人が。これがいずれかやれんようになるよ。契約書がある契約書があると言うけど、契約書みたいなもの、こんな何も金をもらっておらんような契約書みたいなもの、関係ない、無理矢理印鑑つかさせたような契約書みたいな。

だから、その当時のやり方が悪いと言って、前の松本議員が質問したやつでも出しておったですけど、本当は一貫性してやらなあかんのや、あの町。そんな自治会ごとに、あんな羽島用水の上部利用をやるということはおかしいんや。だから、埋めてしまえ、埋めてしまえとみんな言う。草も大変やで。それも年2回の契約が年3回に変わっているね。ボランティア精神ということは分かるけど、みんな嫌がっておるわけ。嫌がっているけど、仕方ないなと出ていくわけやわ。どぶどぶ言われるのもかなわんでと

言っただけど、そういう負担のないようにやろうと思った場合、役所でやっぱり面倒見てもらいたいですが、本当は。それを前も何回でも質問しておるんですよ、このグリーンベルトと言っておるんだけど。そうしたら、その時の建設部長だったやかな、お2人も言われたことは、まだ全部完成しておらへんで、監査が入ったらどうするんやと。監査が入ったら、その補助金を戻せというようなことになったら困るというようなことを言われた。それはそれでほんなら認めておきます。だけど、監査が入ったって現実維持管理ができないような計画性である以上は、県のほうに対して、それはとてもやないけれども、面倒見れませんというようなことを言わなあかんですよ。絆交付金ももらっておらへんのやでね。もらったってやりたくないですよ、あんなもん。設計もミスったような井戸まで掘って、金魚を飼うたらコイを飼うたらと言って、そんな

とこ飼って、誰が清掃するんやということも何も考えずに、おのおのの自治会が決めたでということ盛んに言うんやけど、だけど失敗したものに対してはやはり見直すべきであるというふうに私は思うわけでありまして。逆に言う関係ない人あるしね。遠いところの北のほうの人が羽島用水がやりに来ておみえになるし、歩いておる人を見ておると、笠松町の人が結構歩いてござるわ、半分ぐらい。そして、岐南町が面倒見ているというようなことであります。だから、一回住民の負担のかからないような、そういうやはりまちづくりをしていただきたいなというふうに思うわけでありまして。

今の都市計画のことですね。特に準工業地域がまだまだたくさんあります。準工業地域があるということは、何でもござれという地域やもんですから、住宅があつて店舗があつて工場がありや公害が起きるはずですよ。騒音やとか臭いやとか何とか起きるはずですよ。それをやはり準工業地域だから条例で、各務原がやっておりますけど、隣地境界から何メートル離しなさいよ、緑地帯を何平米造りなさいよと。工業地域と第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域が一部あつたなというようなことであります。だけど、これを岐南町の指導要綱の中で条例化を進めながら、やはりそのことに対してやらないと、民法でいけば50センチといいながら、建築基準法になりますと境界いっぱいいっぱい建ててしまいますから、すると日照権の問題が起きてまいりますし、日照権の場合も民法やと4時間やとかつてあるけども、クリアできてしまうんやで。建築基準法の日影というのは、地盤からの建った高さじゃなくして、これはご存知やと思いますけど、平均地盤面として1.5メートルのところからの影やで、通ってしまうやで。準工業地域やと、要する境界から5メートル行ったところで2.5時間、10メートル行ったところで4時間やから、そんなものクリアできてしまう、準工業地域というのはずさんな地域。ぜひこれは条例化でしっかりと岐南町独自の、各務原みたいにやっていたかなきゃならんのかなというふうに思いました。これはぜひやってくださいというようなことで、このぐらいにしておかんと、せつかく回答をいただいておりますもんで、ここで聞かせていただきたいために、ここで終わらせていただきたいと思っておりますが、どうか明解な回答をいただきますよう心からお願い申し上げます。私の質問と代えさせていただきます。

また、これ再質問やりませんから、何でもいいんで言ってください。よろしくお願ひします。

○議長（松原浩二君） 安田 悟 土木部長。

○土木部長（安田 悟君） 岩田議員の1項目めのご質問、岐南町治水総合対策を問う、治水対策及び宅地開発指導についてお答えいたします。

過去の治水対策の答弁では、集水域として岐南町が境川流域圏に位置していること

や、境川の河川改修と並行して実施しております境川流域整備計画のうち、本町での貯留施設整備の進捗状況や、公共下水道事業であります雨水幹線整備事業及びスケジュールを答弁させていただいております。

また、岐阜県が事業主体の公共総合治水対策特定河川事業として行われております境川改修事業の河道改修だけでは近年の線状降水帯によるゲリラ豪雨や年々ひどくなる台風の水害に対応し切れないため、治水施設の整備を実施するとともに、流域が有します保水・遊水機能の維持、確保に必要性について本町の考えを述べさせていただいたところでございます。

ご質問の雨水計画にあります確率年を上回る規模の洪水災害についての対応、対策となりますと、支線河川の流末先である本流河川、木曾川、長良川の整備状況の説明をさせていただきます。水害破堤により本町に影響を及ぼすと思われる木曾川の治水対策といたしましては、治水の要である新丸山ダム建設事業がございまして、現在の丸山ダムにおいても洪水時の貯留機能は兼ね備えておりますが、新丸山ダムの完成後の効果につきましては、洪水調整容量が3.6倍に増強され、昭和58年9月に起こりました戦後最大の洪水被害を想定した場合には、可児市今渡下流地点の水位が2.7メートルも低下する効果が得られるなど、当時の浸水地域各所では被害がなくなるとされております。

新丸山ダムは昭和61年4月に建設事業に着手した後、基本計画策定、転流工の整備工事、また県道の付け替え工事を経て、昨年令和3年12月に念願の新丸山ダム本体工事に着工、現在令和11年度の完成を目指して進捗中でありまして、

一方、境川につきましては、本町の多くの雨水排水を受け持ちます中部雨水幹線、通称中部排水路でございまして、はけ口から下流は5年に1回程度、これは時間雨量50ミリ相当ですが、概成しております。

内水被害対策では八剣北、上印食、三宅地区を排水区域とする下印食雨水幹線の来年度整備に向け、現在設計業務を実施しているところでございます。

また、個々の宅地開発に伴います洪水抑制機能を持たせる貯留施設等の指導では、先ほど触れました境川流域整備計画、地域毎の整備計画の中で、開発規模別必要対策量を定めております。1,000平方メートル以上1万平方メートル未満の開発においては、1万平方メートル、1ヘクタールあたりでございまして、500立方メートルの貯留量の確保を指導しており、本町においても開発となる建築指導時にはこれに準じて貯留施設の設置指導を行っております。

さらに、1,000平方メートル未満の個別建築計画における治水対策指導といたしましては、浸透ますの設置や大雨時における生活排水の抑制指導を行っております。し

かし、浸透、排水ドレーンの施設の設置につきましては、個人の費用負担が大きいことから努力目標にとどまり、なかなか進まないのが現状でございます。しかしながら、治水対策は行政側だけでなく、地域、住民全体の課題として取り組んでいく必要がございますので、1,000平方メートルを超える開発地への指導はもちろん、個々の建築計画についても今後岐南町建築物等の適正化に関する指導要綱で流出抑制対策を定め、流域治水対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 岩田議員の1項目め、岐南町治水総合対策を問うについてお答え申し上げます。

昨今の災害は地球温暖化の気候変動による頻発化、激甚化しております。昨年5月には災害対策基本法が改正され、気象警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、災害発生前であっても国は災害対策本部を設置し、被災するおそれのある都道府県に対し早期避難等の準備を行うよう要請することとされました。

さらに、災害の発生が予想される段階において、その自治体以外への立ち退き避難が必要であると考えられる場合には、早い段階から多くの住民を他の地区へ避難するよう、広域避難に関する規定が設けられ、より具体的な検討が進められるようになりました。

この災害対策基本法の改正を踏まえ、岐阜県では昨年6月末に岐阜県及び市町村災害時相互応援協定の内容が見直し、災害の発生するおそれがある場合に、相互応援できる広域避難に関する見直しがなされたところでございます。岐阜圏域の5市3町で構成する岐阜連携都市圏の防災分野連携会議では、令和4年度中に広域避難への対応として、岐阜圏域における共通のタイムラインを策定するよう協議いたしております。

本町におきましても、今年3月に作成し、広報5月号に併せて家庭に配布させていただきました洪水ハザードマップにおいて周知並びに注意喚起をさせていただいておるところでございます。また、災害が発生するおそれのあるときには、早期に情報を発信し、段階的に避難所を開設いたしております。

木曽川における治水対策といたしましては、令和2年5月に締結した木曽川水系治水協定に基づき大規模な出水に備えて、利水容量の一部を事前に放流することで、一時的に洪水調整容量として活用することができるようになりました。この対策が講じられた昨年8月の豪雨におきましては牧尾ダムでの事前放流を実施し、約1,350万立方メートルの容量を一時的に確保する対策が取られ、木曽川の流量低減が図られました。

た。

最も深刻な被害想定の木曾川における降雨による浸水深となった場合、本町における公共施設での指定避難所としましては、小中学校校舎の3階以上しかないという状況になります。これらの公共施設だけでは収容人数に限りがあり、民間施設等を緊急避難場所として確保することも必要ではございますが、全町民を3階以上に避難できるだけの施設等はありません。そのため、今後はいかに早く、どのようにして町外への避難をしていただくかも重要となってまいりますので、国、県、他市町との受入れに関する様々な協議など、あらゆる想定をしながら引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 岩田議員の2項目め、岐阜羽島衛生施設についての1番目のご質問、稼働開始のシミュレーション・処理方法・工事費の負担・施設運営の負担についてと、2番目のご質問、財源の確保または運用については関連がございますので、併せてお答えいたします。

岐阜羽島衛生施設組合が羽島市平方地区で整備を進めております次期ごみ処理施設につきましては、一昨年度末に用地取得を終え、現在施設整備と運営を行う事業者を選定すべく入札手続を進めております。今年度中には落札者が決まり、契約の締結まで進む予定となっており、来年度からは施設の建設に着手し、令和9年度供用開始の予定となっております。

施設の整備、運営事業の方式につきましては、公共が資金調達を負担し、設計、建設、運営を民間に委託するDBO方式とし、事業を一括して民間事業者に委託する計画となっております。

また、導入するごみ処理方式としては、ストーカ式、流動床式の2種の焼却施設、シャフト炉式、流動床式の2種のガス化溶融施設、計4種類の案がごみ処理方法の候補として選定されているところでございます。また、施設運営については、供用開始から20年間を委託するものでございます。

今後、整備、運営を行う事業者につきましては、設計、建設費、運営費等の価格やごみ処理方式を含め事業の提案内容を加味し、総合的に評価を行い選定される予定でございます。

設計、建設費、運営費等の負担方法につきましては、施設組合が国の循環型社会形成推進交付金、廃棄物処理施設整備交付金を受けて事業を進めていることや、排熱を用いた発電を行うことによる売電収入等が見込まれることから、それらを除いた金額を構成する2市2町で按分して負担することになります。各市町の負担額は大半がご

み搬入実績に応じて決定されることから、ごみの減量化、資源化によるより一層の排出量抑制施策を講じていく必要があると考えております。その施策の一つに、可燃ごみ指定袋料金適正化、不燃ごみ粗大ごみ有料化の検討といった施策が挙げられますことから、しかるべき時期が参りましたら、協議、検討を進めてまいりたいと考えております。

続いて、3項目め、町長のビジョンについての1番目のご質問、JR岐阜南駅の誘致に対して本当にできると思っているのかについてお答えいたします。

まずは、JR新駅構想につきまして、今までの経緯のあらましをご説明いたします。昭和59年の3月から5月にかけて、岐南町と笠松町は当時の国鉄、名古屋鉄道管理局に対して別々に異なった位置に新駅の設置を請願しております。そして、同年11月には2町は東海道本線岐阜南駅設置促進協議会を設立いたしました。新駅の位置を岐南町総合体育館付近とすることで2町が合意したのは昭和61年2月のこととございます。その後、新駅設置促進協議会とJR東海は話し合いを重ね、駅開業は平成5年度末とする将来計画を共有するに至り、平成2年12月25日、岐南町と笠松町、東海旅客鉄道株式会社の3者で東海道本線木曾川、岐阜間における岐阜南駅設置を推進するための覚書を取り交わしました。

その内容につきましては、駅舎及び自由通路橋の新設に係る費用は岐南町と笠松町が負担すること、駅舎の所有者はJR東海、自由通路橋の所有者は岐南町と笠松町とし、所有者が保守管理をすること。また、岐南町と笠松町は新駅周辺施設（駅前広場、駐車場、道路など）の整備を行うこと。新駅周辺およそ70ヘクタールエリアについて土地区画整理事業による開発、用途地域の見直しなどの土地計画法上の手続を行い、当該エリアの地権者の同意を得ること、笠松競馬場厩舎の移転や施設変更を進め、駅周辺にふさわしい景観づくりを行うことなどとなっております。

覚書交換の後、土地区画整理事業に係る調査委託業務を実施いたしましたが、当該エリアの地権者の同意を得ることはできませんでした。そのため事業進捗のめどが立たず、平成7年7月、新駅設置促進協議会は解散いたしました。しかし、その後も2町の話し合いやJR東海との接触は続けており、平成2年12月25日に交換した覚書は生きているとの認識は笠松町にもJR東海にもあることを、昨年12月に担当者が訪問、面談し、確認いたしております。

ご質問のとおり、新駅の設置は巨額の予算を必要とし、またその実現までには住民やその他関係者との合意、そして長い時間を要します。しかしながら、新駅ができた町の発展にはやはり目を見張るものがございます。事業の経費とその財源、また当該エリアに所在する施設の移転等の附帯事業につきましては、具体的なビジョンは存在

していないため、総合政策課が中心となって、いきさつの整理から始め、全庁横断的な調査研究を進めている段階であり、今のところお答えする事項がないことをご理解をお願いいたします。

以上でございます。

続きまして、4番目のご質問、環境問題に対しての考え方についてお答えいたします。

SDGsの目標の達成にカーボンニュートラルへの取組が重要なファクターとなっております。中でも目標の7番目「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」や、13番目「気候変動に具体的な対策を」は、いずれも直接的にカーボンニュートラルに関わるものとなります。温室効果ガスの排出を減らすために、さきの3月議会の際、村山議員から類似のご質問をいただいた際にお答えいたしましたとおり、岐南町地球温暖化対策実行計画の事務事業編を策定し、庁舎及び公共施設を対象に、それらの事務及び事業に関し省エネルギー、省資源などの取組を推進することで、2030年度までに温室効果ガスの排出量を2017年度比で20%削減することを目標として取り組んでおります。この計画に基づいて総合調理センターに太陽光発電装置を設置したほか、計画策定以前にも庁舎や学校施設に太陽光発電装置を設置し、再生可能エネルギーを積極的に導入しております。

また、日常の取組においても節電に努めているほか、現在公用車にEV（電気自動車）はございませんが、燃費性能にすぐれる車両を導入するなど、温室効果ガスの排出量削減に努めております。

今後におきましても、施設整備を導入する際や購入する際には本計画に基づき省エネルギー化の推進に取り組み、目標達成を目指す所存でございます。

また、住民の方に向けた施策といたしましては、本議会でききにご議決いただきました補正予算にございました太陽光発電設備等設置費補助金交付事業の実施を予定しております。この事業は、県の補助金が活用できる来年度までの限定的なものとなりますが、一定の条件の下、太陽光発電設備を新たに設置する場合、また同時に蓄電設備を設置する場合に補助金を交付するものでございます。これにより一般住宅への太陽光発電設備設置を推し進めてまいりたいと考えております。

引き続き、岐阜県や他市町の状況を注視し、カーボンニュートラルに対する取組を通じて、SDGsの目標達成に向けた歩みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 安田 悟土木部長。

○土木部長（安田 悟君） 岩田議員の3項目めのご質問、町長ビジョンについての2

番目の羽栗グラウンドの購入費を都市計画道路の佐兵衛新田米野線に投入したほうがよいのとはについてお答えいたします。

都市計画道路とは、都市の骨格を形成し、安心して安全な町民生活と機能的な都市活動を確保する都市交通における最も基幹的な都市施設であると定めております。佐兵衛新田米野線につきましては、本町には13路線あります都市計画道路の一つとして重要な位置づけがなされております。佐兵衛新田米野線は岐阜市野一色7丁目を起点とし、笠松町米野までの全長4,030メートルを計画延長とし、現在では岐阜市の一部区間で概成しております。しかしながら、岐南町区間につきましては、都市計画決定してから長期間が経過しているものの、いまだに着手されておらず、都市計画法第53条による建築制限により有効な土地活用が妨げられています。

昨今の社会情勢の変化や成熟型社会に対応した都市計画道路網を実現することから、本町におきましても、平成28年度より都市計画道路の見直し作業を実施してまいりました。佐兵衛新田米野線は、岐阜市から岐阜環状線を交差し笠松町までを結ぶ広域基幹道路として重要であることが再認識され、存続する都市計画道路として決定いたしております。

現在、本町におきましては、事業実施中の都市計画道路新所平島線の早期完成に向け全力で取り組んでいるところであります。しかしながら、現在のところ佐兵衛新田米野線整備への地元の機運も低いことや、今後新所平島線の整備に係る地元負担金も増大することから、時期を含め具体的な事業化の考えはございません。

なお、岐南町が笠松町へ支払う羽栗グラウンドの購入費の使途につきましては、笠松町内の課題解決に充てられることと聞き及んでおりますが、当町がそれについて関与することは全くございませんので、よろしく申し上げます。

○議長（松原浩二君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 岩田議員の3項目め、町長のビジョンについての3番目のご質問、財政の硬直化対策についてお答え申し上げます。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は年々上昇し、財政の硬直化が進んでおり、今後大幅な収入が見込めない状況の中で、その改善を図るためには義務的な支出を見直す必要がございます。

令和4年度の予算においては、現在の社会情勢を勘案し、既定の事業の廃止、縮小については、最小限に止めた予算編成となっておりますが、例年の予算査定では各事業については町民生活への影響度、事業実施の緊急度、事業継続の必要性、事業主体の妥当性の視点から、全ての事業においてその必要性を判断しております。

また、行政内部コストにつきましては、経常的な経費は実績ベースでのゼロシーリ

ングを行い、過剰な予算は徹底的に削減し、さらに予算執行を通してコスト縮減などを図るなど、経費の合理化、節減に努めております。これにより恒常的に発生している財源不足を補うために取り崩してきた財政調整基金につきましても、基金の繰り入れの縮小に努め、その年度の歳入によってその年度の歳出を賄うという財政運営の基本に立ち戻り、適切な予算執行を行い、現在の保有額を維持しつつ、毎年度の決算を見据え、可能な範囲で積立てを行ってまいります。

本町におきましては、今後も長期財政需要として多額の需要額が見込まれ、これらの喫緊の政策課題に対応する持続可能な財政基盤を確立するためには、過剰な歳出を徹底的に見直し、そこで生まれた財源を効果の高い新規事業や町民ニーズの高い既存事業に集中して投資していく事業の選択と集中を実施し、将来を見据えた財政運営を進めてまいります。こうした財政運営の取組の中、本町の独自事業であります給食費の無償化事業は、人口減少の自治体が多い中、当町においては依然として増加しており、人口減少対策の一つとして寄与しているところであります。

本事業につきましては、保護者においては経済的負担の軽減、町においては子育て環境の向上、少子化対策、転出を抑制し、移住、定住を促進しており、一定の効果を出している事業であるため、有償化については考えておりません。

その他の独自事業であります介護保険の要支援1、2の無料化事業につきましては、介護が必要になってからの介護重症化予防を目的に実施されているものでございますが、近年高齢者が増加し介護認定率が高まっております。今後は、要介護者となる前の身体状況を維持していくための介護予防、フレイル予防に対する事業をより充実させるなど、介護認定率を高めない対策を講じてまいります。

また、ごみ有料化事業につきましては、ごみの減量化、資源化に向けて取り組むべき重要な施策と捉えており、町民の分別に対する意識を高め、ごみの減量化、資源化を促進するとともに、新施設稼働に伴うごみの排出量に応じた費用負担と併せて今後検討してまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 安田 悟土木部長。

○土木部長（安田 悟君） 自治会等のまちづくりの在り方、続きまして3番目のご質問、都市化が進んだ中で準工業地域における都市空間の問題点についてお答えいたします。

都市空間とは住民がその町で暮らし、働き、学び、そして楽しむなど、様々な活動の場となる空間のことであり、土地、建物、道路、公園、河川などによってつくられる地域空間のことであります。

本町においては、都市計画区域の約93%である737ヘクタールを市街化区域とし、住居系、商業系、工業系と土地利用の現況及び動向を勘案し、都市活動の機能性及び都市生活の安全性、利便性、快適性などの増進を目的とし、自然環境との調和に配慮して、各用途地域を設定いたしております。

本町では住居系地域と工業系地域をほぼ同程度、全体の1割弱を商業系地域にて指定しております。工業系で本町が用途区域として指定をしておりますのは準工業地域であり、環境悪化が大きい工場や危険性がある事業所は除外されており、比較的環境に配慮した小規模な工場やサービス施設など、生活に必要な建物が点在する住みやすい地域として位置づけをいたしております。

本町の工業系の用途地域では住宅と混在して立地しており、一見すると住居系の用途地域のような町並みが見受けられます。しかし、環境悪化が大きい工場は建てられませんし、商業系の地域と違い、多くの人が集まるものでもございません。今後も住居系に近い雰囲気地域として発展していくものと考えております。

準工業地域内において一般住宅と産業系が混在している地域は、住工共存地として現状の用途地域指定状況を当面は継続いたします。ただし、住宅利用割合が高い地域や将来的に利用割合が高くなる地域においては、住居系用途地域の変更を検討していくものとしております。

そのような中、現在本町における建築物等の適正化に関する指導要綱では、建築に伴う都市空間的な指導といたしまして、各戸の駐車場スペースの指導や隣接部分に植栽を施す等の緑化に関する事項、道路に接する部分への門灯の設置などの指導をしております。

しかしながら、都市空間づくりは町の魅力を高める上で重要でありますので、きめ細やかな土地利用の誘導や住環境の整備改善、暮らしを支える交通環境の形成と、地域固有の資源を守りながら暮らしやすさを高めるまちづくりのため、都市計画と整合を図りながら今後も指導に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 岩田議員の4項目め、自治会等のまちづくりの在り方についてのご質問にお答えさせていただきます。

自治会では地域住民が良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的に、環境美化、自主防災、見守りなどの地域福祉、地域行事など、行政だけではきめ細やかなサービスが行き届かない地域課題に応じた活動が多岐にわたり行われております。しかしながら、住民の価値観や生活形態の多様化に伴い地域課題も複雑化していること

で、自治会の果たす役割が年々増加傾向にあることや、

○議長（松原浩二君） 答弁の途中ですが、規定の時間に達しましたので、答弁途中で
すが、ここで止めます。

○議長（松原浩二君） ここで昼食のため暫時休憩いたします。午後1時30分より再開
いたします。

午後0時17分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（松原浩二君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） 皆さんこんにちは。8番議員の渡邊です。議長のお許しを得ま
したので、一般質問させていただきます。

1つ目は、仮称JR岐阜南駅構想についてご質問させていただきます。

先ほどの岩田議員と一緒に回答になるかもしれませんが、よろしく願いいたしま
す。

38年前からJR岐阜南駅構想が始まり現在に至っておりますが、昭和59年から38年
たち、電車の時代から車社会に変わってきました。

1、現在自動車社会にはなっておりますが、JR岐阜南駅の重要性とは何ですか。

2、当初200億円以上かかると言われたJR岐阜南駅の財源確保はどのように考え
ておりますか。

3、JR岐阜南駅構想では現在岐南町総合体育館と図書館が建っておりますが、そ
の移転先を先に考えるのが適当だと思いますが、どのように考えておりますか。

町長のご返答をお願いいたします。

以上です。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 渡邊議員の1項目め、仮称JR岐阜南駅構想の1番目
のご質問、車社会の中、JR岐阜南駅の重要性とはについてお答えいたします。

まずは、JR新駅構想につきまして、今までの経緯のあらましをご説明させていた
だきます。

昭和59年の3月から5月にかけて岐南町と笠松町は当時の国鉄、名古屋鉄道管理局
に対して別々に異なった位置に新駅の設置を請願しております。そして、同年11月
には、2町は東海道本線岐阜南駅設置促進協議会を設立いたしました。

議員は、ご質問の中で総合体育館などの移転について述べられておりますが、新駅

の位置を岐南町総合体育館付近とすることで2町が合意したのは昭和61年2月のこと
でございます。その後、新駅設置促進協議会とJR東海は話し合いを重ね、駅開業は
平成5年度末とする将来計画を共有するに至りました。平成2年12月25日、岐南町と
笠松町、東海旅客鉄道株式会社の3者で東海道本線木曾川・岐阜間における岐阜南駅
設置を推進するための覚書を取り交わしました。

その内容につきましては、駅舎及び自由通路橋の新設にかかる費用は、岐南町と笠
松町が負担すること、駅舎の所有者はJR東海、自由通路橋の所有者は岐南町と笠松
町とし、所有者が保守管理すること、また岐南町と笠松町は新駅周辺施設（駅前広場、
駐車場、道路など）の整備を行うこと、新駅周辺およそ70ヘクタールのエリアについ
て土地区画整理事業による開発、用途地域の見直しなどの都市計画法上の手続を行い、
当該エリアの地権者の同意を得ること、笠松競馬場厩舎の移転や施設変更を進め、駅
周辺にふさわしい景観づくりを行うことなどとなっております。

覚書の交換の後、土地区画整理事業に係る調査委託業務を実施いたしましたが、当
該エリアの地権者の同意を得ることはできませんでした。そのため事業進捗のめどが
立たず、平成7年7月、新駅設置促進協議会は解散いたしました。しかし、その後も
2町の話し合いやJR東海との接触は続けており、平成2年12月25日に交換した覚書
は生きているとの認識は笠松町にもJR東海にもあることを、昨年12月に担当者が訪
問、面談し、確認いたしております。

以上が、JR新駅構想の経緯のあらましでございます。

初めに、車社会の中、JR岐阜南駅の重要性についてでございますが、議員のご指
摘のとおり、モータリゼーションはますます進展しており、「ぎなんの統計」によれ
ば、本町では1世帯に2台を超える自動車が保有されている状態です。一方で、温室
効果ガスがもたらす気候変動の問題は、地球規模でその深刻さを増しており、SDG
s達成への行動が広く求められております。

したがって、マイカーから電車などの公共交通機関の利用へ促す事業は大変意
義深く、そうした観点からも新駅の設置に向けた取組は重要であると考えております。

次に、2番目のご質問、当初200億円以上かかると言われていますが財源確保はに
ついてお答えいたします。

ご質問のとおり、新駅の設置は巨額の予算を必要とし、またその実現までには住民
やその他関係者との合意、そして長い時間を要します。しかしながら、新駅ができた
町の発展にはやはり目を見張るものがあります。事業の経費とその財源、また当該エ
リアに所在する施設の移転等の附帯事業につきましては、具体的なビジョンは存在し
ていないため、総合政策課が中心となって、いきさつの整理から始め、全庁横断的な

調査研究を進めている段階でございますので、今のところお答えする事項を持ち合わせてございません。

最後に、3番目のご質問、総合体育館と図書館の移転先はについてお答えいたします。

このご質問につきましても、JR新駅の設置事業が進んでいけば、総合体育館や図書館だけでなく、当該エリアの施設を対象とした移転等の附帯事業が必要となりますが、2番目のご質問に対する答弁と同じ理由で今のところお答えする事項がないことをどうかご理解ください。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） 2つ目は、町民運動会についてご質問いたします。

ここ2年、町民運動会がコロナのため開催されておらず、寂しいとの声もあるのも事実ですが、町民運動会に参加される人は年々少なくなっており、競技によっては人数が集まらず、自治会不参加も増えてきているのが現状です。各自治会では町民運動会の意義である町民同士の地域交流と団結力の強化を図り、災害など、いざというときに支え合える備えでもあるので、町民運動会を開催させるために、自治会長をはじめ子ども会会長などが住民に頼んで参加を促しているのが事実です。

今まで町民運動会での景品は、食品ラップやごみ袋など住民の生活必需品でもよかったのですが、住民にとって魅力的ではないように感じました。そこで、景品に宝くじを配ることで住民に夢や希望を持たせることができ、参加者を増やすことはできないかと考えますが、町長のご返答をお願いいたします。

以上です。

○議長（松原浩二君） 堀場康伸住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 渡邊議員の2項目めのご質問、町民運動会についての景品を生活必需品ではなく、若者にも夢や希望を持たせる宝くじにしてはについてお答えいたします。

町民運動会は、参加者の交流や親睦を図り、町民の自主的かつ積極的な参加により、健康増進や体力づくりに寄与することを目的として、町からの補助金により岐南町スポーツ協会が主催しております。

新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度、令和3年度と2年間は町民運動会が中止となりました。今年度も現在のところ感染者数は減少傾向ではございますが、高止まりとなっております。国や県は感染防止と社会経済活動の両立を打ち出し、様々な社会経済活動が動き始めています。岐南町スポーツ協会も自治会等の意見を伺

いながら開催に向けて検討をしているところです。

このような状況の中、町民運動会の開催や景品の決定などは、岐南町スポーツ協会が行うものでございます。宝くじを景品にというご提案につきましては、町民運動会が子供から大人まで全年齢の方を対象とする景品となることから、社会通念上、未成年のお子さんへの教育上の配慮が必要なこと、景品として購入した宝くじを全て配布できず在庫が発生した場合の取扱いなども考えると、その取扱いは非常に難しいと考えます。また、限られた予算の中で皆さんに行き渡る宝くじを手配し管理することは困難であると考えます。

町民運動会の景品については、予算の範囲内で少しでも多くの参加者に喜んでいただける内容となるよう岐南町スポーツ協会にて検討していただき、参加者の増加につなげていただけるようお願いしていきたく考えております。

以上でございます。

—————◇—————

○議長（松原浩二君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。明日から6月22日までの5日間は、議事の都合により休会とし、6月23日午前10時から会議を開きます。

午後1時43分 散会

—————◇—————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

松原 浩 二

岐南町議会議員

渡 邊 憲 司

岐南町議会議員

木 下 美津子